

令和7年度臼杵市ふるさと納税に係る返礼品提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度の活用により、市内産品のPRと地場産業の活性化につなげるとともに、臼杵市の更なる魅力発信を行うため、寄附者に対して進呈する商品やサービス等（以下、「返礼品」という。）をご提供いただける事業者の募集に関し、必要な事項を定めます。

2. 応募要件

提供事業者及び返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。ただし、市が適当でない判断した場合は、承認しないことがあります。

(1) 返礼品提供事業者（以下、「提供事業者」という。）

- ①原則、市内に本社又は事業所（本店・支店は問わない、工場等を含む。）を有する法人又は個人であること。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ②事業者及びその代表者に市税等の滞納がないこと。
- ③各種法規則等に沿った事業を行っていること。
- ④代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤返礼品提供に際し、返礼品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。
- ⑥個人情報の取扱いを厳重に行なえること。
- ⑦原則、インターネット環境が整っており、臼杵市ふるさと納税管理システムの利用に同意できること。

(2) 返礼品

- ①平成31年総務省告示第179号第5条における総務大臣が定める基準（以下、「総務大臣が定める地場産品基準」という）に該当し、かつ、臼杵市の魅力発信や、地域特性が実感できるものであること。
- ②原則、臼杵市内で生産、製造、加工、またはサービスの提供等がされているもの、または原材料の主要な部分が臼杵市産のもの。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。
- ③品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものについては、取扱いを可とします。
- ④食品については、原則として寄附者に到着して3日以上消費期限・賞味期限が保証されるものであること。
- ⑤金銭類似性の高いもの（商品券等）、または資産性の高いもの（電化製品等）ではないこと。ただし、提供した返礼品を利用できる者を限定・特定する等により、換金、転売または譲渡等に関する対策が施されているものはこの限りではない。（宿泊券及びお食事券等は可とします。また、原則金額の記載はしないものとします。）

3. 提供事業者の業務、責務等

提供事業者は次の事項を遵守し業務を行うこととし、違反があった場合、承認の取消をはじめ、臼杵市が行う一切の措置について異議の申し立てを行わないことを誓約いただきます。

(1) 返礼品の調達、配送に関する管理及び対応

- ・発注があった際は速やかに返礼品の調達を行い、寄附者等に対して返礼品を発送すること。ただし、予め出荷時期を寄附者等に通知している場合や、配送日指定があった場合等については、その適切な時期に返礼品の調達及び発送を行うこと。
- ・食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法等の関係法令を遵守すること。

(2) 返礼品に関する事故・苦情等への対応

- ・返礼品に係る事故やトラブル、クレーム等が発生した場合は速やかに「臼杵市ふるさと納税返礼品苦情等処理報告書」により市に報告するとともに、事業者の責任において適切に対応すること。
- ・提供事業者の過失による配送の遅延、事故及びトラブル等については、提供事業者の責任にて対応を行い、状況を随時市へ報告すること。また、再送に係る返礼品代金及び配送料は提供事業者にて負担すること。

(3) 提供する品及び業務に係る関係書類の整備・保存

- ・返礼品の製造・調達及び送付に関する責任者、実施時期、内容物の詳細、返礼品送付先等に関する事項が記載された書類の整備・保管を行うこと。

(4) 情報提供、調査協力及び損害賠償義務

- ・返礼品に関する事故等が発生した際は、市及び保健所等の関係機関への報告、情報提供を行うこと。また、事由に関わらず調査の依頼があった際は速やかに応じること。
- ・提供事業者の責に帰すべき事由で発生した事故等により市が重大な損害を被った場合、直接かつ現実的に被った通常損害の範囲内において、市から提供事業者に損害賠償を請求できることとする。
- ・返礼品提供価格について、各種税関係法令に基づく申告や調査等の目的のため寄附者及び関係機関から開示の依頼があった場合、市は提供事業者の同意なくこれに応じることができることとする。

4. 返礼品提供の申請方法

本募集要領の内容を十分にご確認いただいたうえで、下記の条件に応じて、各申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、臼杵市秘書・総合政策課へ提出してください。なお、申請を行った事業者は、市税の納付状況等の情報調査を行うことについて同意したものとみなします。また、新規申請の事業者につきましては、現地調査および聞き取り調査を実施いたします。

(1) 全事業者共通 (必ず提出が必要)

・「令和7年度臼杵市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」(様式1)

※返礼品提供を希望する場合、必ず提出が必要です。

・「誓約書」(様式2)

※返礼品提供を希望する場合、様式1と併せて必ず提出が必要です。

(2)新規返礼品を申請する場合

・「令和7年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書(新規)」(様式3)

※令和6年6月1日から令和7年3月7日までに承認されていない返礼品を申請される場合、ご提出をお願いします。

(3)既に承認済みの返礼品を継続して申請する場合（定期便は除く）

・「令和7年度臼杵市ふるさと納税返礼品提供継続届出書」(様式4)

※令和6年6月1日から令和7年3月7日までに既に承認済みの返礼品の提供について、継続または終了いずれか記載のうえ、ご提出ください。

※継続届出書の作成にあたっては、ふるさと納税管理システム「レジホーム」に登録されている返礼品内容を必ずご確認ください。

※提供を継続する返礼品の内容に変更がある場合は、返礼品ごとに「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」（様式6）を作成し、併せてご提出ください。

(4) 定期便返礼品を申請する場合

・「令和7年度臼杵市ふるさと納税返礼品申請書(定期便)」(様式5)

※定期便返礼品を申請する場合、新規、継続に関わらずご提出ください。

(5)その他添付書類

①返礼品に同封する書類（お礼状、レシピ、自社パンフレット等）

②返礼品の写真データ（もしくは、カラー印刷したもの）1枚（※）

※新規申請や、変更がある場合、必要書類を併せてご提出ください。画像（JPEG形式・1MB以上）は電子メール等で別途送付してください。

③食品の提供を希望する場合

- ・食品衛生法に基づく各種営業許可証（または届出書）の写し
- ・申請する返礼品の食品表示ラベル（写しで可）

④その他市長が必要と認める書類

(6)その他（申請に関する補足事項）

- ・市に提供いただく返礼品の価格（以下返礼品提供価格）には、商品代、消費税、発送に係る梱包代等の必要経費を含むことができます。
- ・寄附金額は、原則5,000円からとし、返礼品提供価格や送料、募集に係る経費等を勘案し臼杵市が決定します。なお、返礼品提供価格は寄附金額の3割以下となる必要があります。
- ・送料は別途臼杵市が負担します。（提供事業者の過失により発生したものは除く）
- ・申請にあたり、提供事業者は各行政機関の許認可等の適法な手続を済ませているものとします。

5. 申請受付期間

(1)臼杵市ふるさと納税カタログ及びポータルサイト掲載分（令和7年6月寄附受付開始）

令和7年3月11日（火）～ 31日（月）

(2)ポータルサイトのみ掲載分（令和7年6月以降に随時寄附受付開始）

令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）

6. 返礼品の承認等について

(1) 返礼品提供の承認及び不承認の決定

臼杵市ふるさと納税謝礼品等庁内検討委員会において 4. の申請書類による審査を行い、その結果を申請事業者へ通知します。

(2) 返礼品の内容変更

承認を受けた返礼品について、その内容に変更が生じる場合は、速やかに、「臼杵市ふるさと納税返礼品提供内容変更届出書」（様式 6）を提出してください。

なお、市に対し事前連絡がないまま、内容変更を行い返礼品の提供を行った場合、承認の取り消しを行うことがあります。

(3) 返礼品提供の終了

事業者は、承認期間内に返礼品の提供を終了する場合には、「臼杵市ふるさと納税返礼品提供終了届出書」（様式 7）を提出してください。なお、終了日前に寄附者から申込みのあった返礼品については、事業者において発送等終了まで責任をもって完了させるものとします。

(4) 承認の取消

市は、次のいずれかに該当するときは、返礼品としての取り扱いを中止することができるものとします。なお、事業者の責に帰すべき事由により返礼品の取り扱いを中止し、市が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において、損害賠償を事業者へ請求できるものとします。

① 申込書の記載内容に虚偽、または市の承認なく変更があったとき

② 返礼品及び提供事業者が本要領の要件を満たさなくなったとき

③ その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。また、その可能性があるとして市が判断したとき。

(5) 承認の有効期限

当該承認を行った日から令和 8 年 5 月 31 日までとします。

7. 個人情報の取扱い

返礼品の発送のために、寄附者又は返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等の各種法令に基づき、提供情報の利用は返礼品の発送及び連絡に関する場合のみ可能とし、第三者への提供や返礼品発送業務以外での利用は禁止します。（返礼品発送後の DM 送付、勧誘、訪問、電話はできません。ただし、寄附者より希望があった場合を除く。）

8. 問合せ先・申込先

臼杵市秘書・総合政策課

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

T E L : 0972-63-1111（内線 2123） F A X : 0972-64-0136

E-mail : furusato@city.usuki.oita.jp

令和 6 年 11 月

総務大臣が定める地場産品基準【抜粋】

【平成 31 年総務省告示 179 号（令和 6 年 9 月 26 日改正）に基づくもの】

1. 臼杵市内において生産されたものであること。

（認められると考えられる例）

- ・ 臼杵市内で生産された農産物
- ・ 臼杵港で水揚げされた海産物

2. 臼杵市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

※ 当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである必要があります。

（認められると考えられる例）

- ・ 臼杵市産のカボスを 100%使用して、臼杵市外の工場で加工したカボスジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち 9 割以上を臼杵市内で生産された柑橘を使用したジュース

3. 臼杵市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限る。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白

当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

※ 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものである必要があります。

※ また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下の通り列举していることを踏まえなければなりません。

（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装 ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

(認められると考えられる例)

- ・ 臼杵市内の事業者が臼杵市外で生産された原材料を使用し、臼杵市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 臼杵市外で生産された原材料を用いて、臼杵市内の醸造所において醸造した酒
- ・ 臼杵市外で生産された豚肉を、臼杵市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品

4. 臼杵市において生産されたものであって、大分県下近隣市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、臼杵市外で加工される牛肉
- ・ 臼杵市内で生産後、大分県下複数の市町村を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の市町村で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉

5. 臼杵市の広報の目的で生産された臼杵市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から臼杵市独自の返礼品等であることが明白なものであること。

(認められると考えられる例)

- ・ 臼杵市観光 PR キャラクターほっとさんグッズ
- ・ 臼杵市を PR するためのオリジナルのポストカードなど

6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に付帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

※ 「当該返礼品等の主要な部分を占める」とは、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であるもの。

(認められると考えられる例)

- ・ 臼杵市内で製造されたそばと臼杵市外で製造されたそばつゆのセットであり、そばの価値が全体の 7 割以上であるもの。
- ・ 臼杵市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と、市外で製造された収納袋のセットであり、弁当箱の価値が全体の 7 割以上であるもの。

7. 臼杵市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

(認められると考えられる例)

- ・ 臼杵市内にある宿の宿泊券
- ・ 臼杵市内に店舗がある飲食店のお食事券
- ・ 臼杵市内で体験できるサービスの体験チケット

7の2. 白杵市内に所在する宿泊施設であって、大分県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3. 白杵市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

7の4. 白杵市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

（認められると考えられる例）

・白杵市内の地域資源（太陽光、バイオマス等）を活用し、白杵市内で発電された電気で、かつ、その旨を電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書により証明できる場合。

8. ～省略～